

社団法人 埼玉県経営者協会会報

埼経協ニュース



8・9

'11 月号

東日本大震災の発生を受け、BCCP セミナーをNTTファシリティーズ と共催し一三〇名の会員が参加

平成二十三年七月四日(月)一三時三〇分から
ソニックシティビル四階市民ホールで、「改
めてBCCPについて考える」と題して、特
別セミナーが開催され、一三〇名の方々が
参加された。

三月一日、戦後最大の自然災害である
東日本大震災が発生。マグニチュード九と
いう巨大地震の発生と一〇メートル、場所
によっては四〇メートルに及ぶ巨大津波に
よるインフラ被害、工場被災による操業停
止等によるサプライチェーンへの寸断、加
えて原子力発電所の被災・停止による電力
供給不足など、これまで企業が策定してい
たBCP(事業継続計画)の想定シナリオを
超える事象が発生、被災地だけでなく日本
の社会、産業界に大きな影響を与えました。
こうしたことを踏まえ、今回のセミナー
では、これまでのBCP策定済企業のBC
Pの見直し・改訂と、これまでBCP未策
定であった企業へのBCP策定に資するこ
とを目的に株式会社NTTファシリティ
ーズと共同で開催した。

講演は、四部構成で、講師は(株)NTTフ
アシリティーズBCPビジネス本部副本部
長江間恒尊氏が務めた。



130名が参加し関心を集めた
BCCPセミナー

講演の内容は、まず第一部「BCCPと
は？」では、重要業務の決定、被害想定、
目標復旧時間、対策計画の立案、資金など
の財務手当、教育・訓練計画などのBCCP
の全容について説明があり、その後、策定
手順と推進体制、具体的なBCCPの事例説
明が行われた。

第二部の「東日本大震災による事業活動
への影響」では、自動車業界、サービス業、
食料品製造業、電子機器製造業、流通業等、
各業界企業の被害事例についての具体的な
説明があり、その後従来の防災対策の問題
点と今後BCP見直しの視点について説明
が行われた。



講演する江間氏

第三部では、「東日本大震災を踏まえた
BCPと災害対策について」と題し、①事
業継続戦略の策定、②事前のリスク対策、
③初動対応及びIMP(インシデントマネ
ジメントプラン)、④BCP発動と復旧対
応、⑤BCPの実効性維持、組織への定着
等の5つの視点でBCP見直しのポイント
に関する説明があった。そして、その後、
震災後の企業における地震並びに停電に対
する主要な強化対策とIT分野の主要な強
化対策について詳細な説明が行われた。

そして、最後の第四部では、地震・停電・
節電に関する各種対策ソリューションの説
明が行われ、セミナーは終了した。

なお、一〇月二日には、BCP対策第
二弾として、実践的に事業継続力を高める
ために、実際のBCP作成演習などを概要
とする「BCP策定&ファシリティ対策セ
ミナー」を開催する。

実践的に事業継続力を高め るための『BCP策定&フ アシリティ対策セミナー』 のご案内

- ◆懇親会
 - ◎日 時 平成23年12月7日(水) 15:00~18:30
 - ◎場 所 パレスホテル大宮 3階チェリールーム他
 - ◆議案審議 23年度事業報告、今後の事業予定の報告等
 - ◆講演会
 - 演題 『今後の日本の経済、財政、金融の展望について』
 - 講師 関東財務局長 居戸 利明 氏
 - ◆懇親会
 - ◆新年会員懇談会
 - ◎日 時 平成24年1月11日(水) 13:30~17:00
 - ◎場 所 パレスホテル大宮 4階ロズルーム他
 - ◆挨拶 主催者挨拶、来賓挨拶等
 - ◆特別講演
 - 演題 『経営者のリーダーシップと今こそ本田宗一郎に学ぶとき』
 - 講師 一橋大学名誉教授 東京理科大学大学院 イノベーション研究科科長 伊丹 敬之 氏
 - ◆懇親会
 - ◆平成24年度定時総会
 - ◎日 時 平成24年5月10日(木) 13:30~18:30
 - ◎場 所 パレスホテル大宮 4階チェリールーム他
 - ◆議案審議
 - ・平成23年度事業報告、決算報告
 - ・平成24年度事業計画、事業予算等
 - ◆特別講演
 - 演題 『貢献力の経営』
 - 講師 株式会社支ティティデータ 代表取締役社長 山下 徹 氏
 - ◆懇親会

今後の主要行事日程

今後の主要事業日程が以下のように決定いたしました。正式には別途ご案内をさせていただきますが、ご予定いただきますようお願いいたします。

第二回トップセミナー

「人材の複雑方程式」働きがいがあり、人が育つ職場へ向けて」をテーマに一橋大学 守島教授が講演

平成三三年度第二回トップセミナーは、七月十一日(月)十四時からソニックシティビル四階市民ホールで、一二三名の方々が参加し開催された。

今回のトップセミナーは、戦略的人的資源管理論、組織行動論、労使関係論研究の日本の第一人者である一橋大学大学院商学研究科教授の守島基博氏を講師として迎え、「人材の複雑方程式」働きがいがあり、人が育つ職場へ向けて」と題して開催された。

講演のポイントは以下の通り(詳細は既送付済の講演資料ご参照)
 □過去二〇年間を振り返ると、人事管理のあり方が大きく変わり、人件費の削減・柔軟化などが達成された反面、①仕事を通じた働きがいの低下、②職場機能の低下、③職場リーダー

の機能不全といった現象が発生してきている。

□職場機能の低下については、従来、多くの企業では、職場やチームは、人材の育成、評価、活性化、癒し等様々な基本的な機能を有していた。しかし、目標達成や選抜、競争、ストレスの側面が拡大し、これら基本的機能の弱体化が起き、特にその影響がOJT機能の低下に現れてきている。

□現場リーダーは、①プレイングマネジャー化などの役割の拡大、②いびつな採用によるリーダーとしての経験不足(育てたことも、育てられたいこともないリーダーの増加)、③部下との距離拡大(職場寒冷却化の進行)、④コンプライアンス対応、

メンタル対応等に伴う業務量の増加等から、「人を育てられない」、「人を育てる時間・余裕のない」、「育成より成果を優先させる」現場リーダーが増加するなど、職場リーダーの機能不全現象が大きな問題となつてきている。

□こうした状況を放置しておく、組織としての総合的な人材育成が減少または劣化し、ひいては企業の競争力を低下させる可能性が極めて大きい。これを回避するためには、①やりがいのある「良質の仕事」の供給、

第三回トップセミナー

「トップリーダーを育てる」エグゼクティブ・コーチングの実際」をテーマに(株)コーチ・エイ社長 鈴木義幸氏が講演

平成三三年度第三回トップセミナーは、八月二日(月)十四時からソニックシティビル四階市民ホールで、一三二名の方々が参加し開催された。

②健康な職場を経営資源として捉え、職場に焦点をあてた組織開発の推進、
 ③ミドルへの育成投資を強化するなどのリーダー育成支援策を講じる必要がある、これこそが日本企業の長期的な競争力の基盤づくりにつながるのである。

なお、本セミナー終了後、本年8月より施行された「埼玉県暴力団排除条例」の説明が埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課暴力団排除室室長山田雅樹警視より行われた。

木義幸氏を講師として迎え、「トップリーダーを育てる」エグゼクティブ・コーチングの実際」と題して開催された。

講演のポイントは以下の通り。
 □経営者は完全ではない。
 □成功体験によって培われたピリフを超える必要がある。

□自分をさらにリーダーとして開発しようとするエネルギーが求心力を生み出す。
 □リーダーシップを開発するには何よりも「考える」ことが必要。

□考えるためには「答え」ではなく「問い」が必要。
 □フィードバックで問いを生み出す。

□「さあ、内省して！」は難しい。「語るべき他者」「応答してくれる他者」が必要

□持論をつくり棄論し、また持論をつくる。

□使命感を与えてくれる人に人はリーダーシップを感じる。



講演する守島基博氏



第2回トップセミナー全景



講演する鈴木義幸氏



コーチングの練習をする参加者



質問に答える鈴木氏

平成23年度のトップセミナー・プログラム決まる

平成23年度のトップセミナーの全プログラムが決定いたしましたので、下記の通りご案内申し上げます。今後開催されるトップセミナーへ参加ご希望の方は、既にご送付済のご案内をご覧ください。案内末尾の申込書に必要事項を記載しお申込みください。是非とも多数の方々のご参加をお願いいたします。

	開催日	講演テーマ	講師
第1回	23. 6. 13	『変化する中国ビジネスへの対応～中国の政治・経済情勢を踏まえて』	キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 瀬口 清之 氏
第2回	23. 7. 11	『人材の複雑方程式～働きがいがあり、人が育つ職場に向けて』	一橋大学大学院商学研究所 教授 守島 基博 氏
第3回	23. 8. 22	『トップリーダーを育てる～エグゼクティブコーチングの実践』	(株)コーチ・エイ 取締役社長 チーフエグゼクティブコーチ 鈴木 義幸 氏
第4回	23. 9. 15	『働きがいのある会社をつくるために』 第1部『働きがいのある会社とは』 第2部『働きがい第1位 グーグルの取組みについて』 第3部『働きがいベスト30企業 ディスコの取組みについて』	GPTW 代表 和田 彰 氏 グローバルHR マネジャー 民部 直章 氏 (株)ディスコ 働きがい開発プロジェクトリーダー 渡邊 浩司 氏
第5回	23. 10. 18	『それでも企業不祥事が起こる理由 ～“法令遵守”を超えるコンプライアンスの実務—企業不祥事例等を踏まえて』 『税務コンプライアンスの維持・向上に向けたコーポレートガバナンス充実について ～国税当局がトップマネジメントに期待すること』	国広総合法律事務所 代表 國廣 正 氏 関東信越国税局長 大川 浩 氏
第6回	23. 11. 25	『“戦略と実行”～立派な成長戦略を描いても実行できない企業の原因と対応策について、豊富な事例に基づいて語る』	慶応義塾大学大学院 経営管理研究科教授 清水 勝彦 氏
第7回	23. 12. 16	『スマートフォン、ソーシャルメディアの将来と企業ビジネスへの影響』	日本経済新聞社 論説委員兼編集委員 関口 和一 氏
第8回	24. 1. 17	『リーダーシップからフォロワーシップへ ～部下のパフォーマンスを最大限に引き出す新しい組織論』	日本ラグビーフットボール協会コーチングディレクター・ 前早稲田大学 ラグビー部監督 中竹 竜二 氏

埼玉大学との合同特別公開講座

平成二三年度第一講開催

「国際財務報告基準（IFRS）の現状と展望」わが国企業への影響について近田教授が講演

平成二三年度六月二十八日（火）一四時三〇分からソニックスティイビル研修室において、埼玉大学と本会との合同特別公開講座平成二三年度第一講が開催された。

第一講は本来平成二二年度第三講として三月一八日（金）に開催される予定であったが、東日本大震災の発生により、二三年度第一講として今般延期開催されたもので、埼玉大学経済学部教授近田典行氏を講師として迎え、「国際財務報告基準（IFRS）の現状と展望」わが国企業への影響」と題して講演が行われ、会員五四名が参加し、熱心に聴講した。

講演要旨（詳細は別送の講演資料参照）。

講演は、まず、「IFRSとは何か」、「国際会計基準を巡る勢力図」、「従来の会計基準とIFRSとの違い」の説

明が行われた。

その後、金融庁から公表されている「国際会計基準に関する誤解」の資料を参考にしながら、IFRSのポイントである資産負債アプローチへの転換、当期純利益と包括利益、細則主義から原則主義へなどについて具体的に説明があり、最後に日本の上場企業、中小企業への影響等に触れられ講演は終了した。

平成二三年度第一講開催

「日本産業と中小企業の行方」海外生産時代の国内生産に向けて」について加藤教授講演

平成二三年七月二七日（水）一四時からソニックスティイビル研修室において、埼玉大学と本会との合同特別公開講座平成二三年度第二講が開催された。

第二講は、中小企業論、地域経済論が専門で、特に地域経済の担い手としての地域中小企業の発展課題、日本産業の生産構造変化が次代のものづくりに及ぼす影響、さらには製造現場における技術革新からみた中小企業の発展課題等のテーマを日本国内にとどまらず、世界各国の企業の現場視察等を通じて研究されている、埼玉大学経済学部教授加藤秀雄氏を講師として迎え、「日本産業と中小企業の行方」海外生産時代の国内生産に向けて」と題して講演が行われ、会員六六名が参加し、熱心に聴講した。

講演要旨（詳細は別送の講演資料参照）。

「今何が起きているのか」日本産業と中小企業の内外にわたる取引構造変化等



講演する近田典行氏



製造業を中心に66名が参加した



講演する加藤秀雄氏

「日本産業の海外生産における取引構造変化の行方」海外における日本企業の部品調達等の多様化、日本産業と中小企業の海外生産の実態等
「日本産業の国内における取引構造変化の行方」下請分業構造の内製化による低層化と一貫生産の方向性等
「日本産業と中小企業の発展に向けて」海外生産における取引構造変化の行方、国内生産における取引構造変化の行方等

目次 頁

- BCPセミナー開催・主要行事日程決まる 1
- 第二回・第三回トップセミナー開催・二三年度トップセミナー・プログラム決まる・目次 2
- 埼玉大学特別公開講座第一講・第二講開催 3
- 第三九回埼玉県実業団剣道大会開催 4
- 企業経営動向調査結果 5
- 埼玉県の最低賃金決まる 6
- 埼玉大学研究者との出会いの広場 9
- 「ものづくり大学」へようこそ 10
- 低成長時代の就業規則見直し・改訂のポイント、ワンポイント労働法 11
- 県各種講習会開催、外国人留学生の活用等に関するセミナー開催 12
- 埼玉県からのお知らせ 14
- 日本経団連提言「提案」に「こんな時にこんな事を」 15
- 事業だより・広告 17
- 告知版、会員の動き、埼玉音協 18

第39回埼玉県実業団剣道大会開催

伊田テクノス 団体戦六連覇

第三十九回を迎えた本会主催の埼玉県実業団剣道大会（埼玉県剣道連盟・埼玉新聞社・テレビ埼玉後援、埼玉県剣道連盟北本支部主管）が七月三日（日）、北本市の解脫錬心館で開催され、熱戦が繰り広げられた。

まず、開会式に先立ち、先の東日本大震災により、亡くなられた方々のご冥福を祈り、黙祷を行いました。開会式では大会委員長の本会根岸茂文専務理事が開会を宣言、大会会長の本会森谷文昭会長代行が主催者挨拶、同じく大会副

会長の野澤治雄埼玉県剣道連盟会

長のご挨拶、審判長の根岸一雄埼玉県剣道連盟副会長から挨拶ならびに試合場の諸注意をいただき、伊田テクノス 橋本恵一選手より選手宣誓、続いて打太刀 加藤明夫錬士七段 仕太刀 栗原剛錬士七段による「日本剣道形」が行われ、試合は、午前中は個人戦、午

後からは団体戦が行われた。

個人戦は、女子の部が九試合、三段以下の部は十六試合、四段以上の部は三十三試合が行われ、女子の部決勝は同僚対決となり、大久保香織（大塚家具）が町田友里恵（大塚家具）を延長戦で下し初優勝。三段以下の部では、ベスト四の内、日本通運の選手が三名を占め、決勝では中石吉郎（日本通運）が甲斐裕基（日本通運）を一本勝ちで破り、二連覇に輝いた。四段以上の部では、ベスト四の内、伊田テクノスの選手が三名を占め、決勝では吉村翔（伊田テクノス）が栄花友彦（伊田テクノス）を下し、初優勝に輝いた。

第39回埼玉県実業団剣道大会 広告掲載企業および賛助企業

広告掲載企業

伊田テクノス(株)
東和産業(株)
日本通運(株)
(株)埼玉りそな銀行
東日本電信電話(株)埼玉支店
栄光武道具(株)
武州ガス(株)
丸和工業(株)
UDトラックス(株)

賛助企業

三国コカ・コーラボトリング(株)
(財)埼玉県剣道連盟
(株)テレビ埼玉
(株)埼玉新聞社

団体戦は八つの企業から三名一組で十五チームがエントリー。東日本大震災の影響で社内の体育活動が制限され、不参加を余儀なくされた企業が数社有り、例年より少ない参加者の中ではあったが、白熱したレベルの高い試合が続いた。ベスト四に残ったのは伊田テクノス三チームと日本通運の一チーム。準決勝と決勝は昨年にも増して緊迫した戦いが繰り広げられ、決勝戦は伊田テクノスAチーム（栄花元、奥島、橋本）と伊田テクノスCチーム（石山、内田、矢野）で争われ、お互い手の内を知り尽くした中での激しいたたかいであったが、伊田テクノスAチームがCチームを2-0で降ろし、大会六連覇を飾った。伊田テクノス勢としてはこの大会で十五度目の優勝を果たした。

この大会の運営について、毎年ご支援、ご協力をいただいております。県剣道連盟、同北本支部、同鴻巣支部、解脫錬心館、埼玉新聞社、テレビ埼玉、そして、別掲の広告掲載企業、賛助企業に対しまして、この紙面をお借りし衷心よりお礼申し上げます。



白熱した試合展開



野澤治雄・埼玉県剣道連盟会長の挨拶



森谷文昭・本協会会長代行の挨拶



橋本恵一選手による選手宣誓

加藤七段、栗原七段による日本剣道形



団体戦優勝
伊田テクノスAチーム
右より
加藤監督、栄花元、橋本、奥島

個人戦 四段以上の部 優勝
吉村翔選手(伊田テクノス)



個人戦 三段以下の部 優勝
中石吉郎選手(日本通運)

個人戦 女子の部 優勝
大久保香里選手(大塚家具)



第39回埼玉県実業団剣道大会入賞者

個人戦

〈女子の部〉

決勝 大久保 メー — 町田
(延長勝ち)

優勝 大久保 香里 (大塚家具)

準優勝 町田 友里恵 (大塚家具)

〈三段以下の部〉

準決勝 中石 メー — 小副川

準決勝 甲斐 メー — 中村

決勝 中石 コー — 甲斐

優勝 中石 吉郎 (日本通運)

準優勝 甲斐 裕基 (日本通運)

三位 小副川 聡 (日本通運)

三位 中村 圭助 (中村産業)

〈四段以上の部〉

準決勝 吉村 メー — 栄花
(延長勝ち)

準決勝 志賀 コー — 内田

決勝 吉村 メー — 志賀
(延長勝ち)

優勝 吉村 翔 (伊田テクノス)

準優勝 志賀 隆史 (日本通運)

三位 栄花 友彦 (伊田テクノス)

三位 内田 祐司 (伊田テクノス)

団体戦

準決勝

伊田テクノスA 2—1 伊田テクノスB

準決勝

伊田テクノスC 1—0 日本通運A

決勝

伊田テクノスA 2—0 伊田テクノスC

先鋒 栄花元 引き分け 石山

中堅 奥島 メー — 内田貢

大将 橋本 コー — 矢野

優勝 伊田テクノスA
(栄花元、奥島、橋本)

準優勝 伊田テクノスC
(石山、内田貢、矢野)

三位 伊田テクノスB
(栄花友、内田祐、田口)

三位 日本通運A (紺野、中石、椎屋)

第39回埼玉県実業団剣道大会参加状況

(社名50音順、エントリー状況)

No.	会社名	個人戦				団体戦		合計 参加人数
		三段以下	四段以上	女子	計	チーム数	団体のみ	
1	(有) 石川工機		1		1			1
2	伊田テクノス(株)		8		8	3	7	15
3	(株) 大塚家具			3	3	2	7	10
4	グローリー(株)		2		2	1	4	6
5	大正製薬(株)	3	1		4	1	2	6
6	(株) 中川機器製作所		1		1			1
7	(株) 中村産業	2	1		3	1		3
8	日本通運(株)	3	13	5	21	3	1	22
9	日本電波工業(株)	3	1		4			4
10	バイオニア(株) 川越事業所	3	3		6	2		6
11	(株) 堀河製作所		1		1			1
12	UDトラックス(株)	3	2	1	6	2	2	8
	合計	17	34	9	60	15	23	83

監督含む

企業経営動向調査（11年7月実施）調査結果

調査概要

○調査対象	720社	○資本金別（未記入1社）
有効回答数	169社	• 5000万円以下
回収率	23.5%	• 5000万円超～1億円以下
○業種内訳	<ul style="list-style-type: none"> 内製造業 84社 内非製造業 85社 	• 1億円超～3億円以下
		• 3億円超

企業経営動向調査結果

I. 景況判断

1. 国内景気 DI （「上昇」－「下降」）		11年4月調査	11年7月調査	
最近	全社	-73	-26	<ul style="list-style-type: none"> 国内景気の最近のDIは製造業-16、非製造業-35と依然マイナスとなっているが、11年4月調査比では製造業で55ポイント、非製造業で39ポイントの大幅改善となった。 先行きは製造業-13、非製造業-20と依然マイナスとなっているが現状比改善傾向を示している。
	内製造業	-71	-16	
	内非製造業	-74	-35	
先行き （6カ月先）	全社	-28	-17	
	内製造業	-18	-13	
	内非製造業	-37	-20	

2. 業界の景気 DI （「上昇」－「下降」）		11年4月調査	11年7月調査	
最近	全社	-65	-22	<ul style="list-style-type: none"> 業界景気の最近のDIは製造業-8、非製造業-35となっており、11年4月調査比では、製造業54ポイント、非製造業32ポイントともに大幅に改善している。 先行きも製造業・非製造業ともに回復するとみており、特に製造業では+1と上昇するとみる企業の方が多くなっている。
	内製造業	-62	-8	
	内非製造業	-67	-35	
先行き （6カ月先）	全社	-21	-6	
	内製造業	-5	+1	
	内非製造業	-36	-13	

3. 自社の業況 DI （「上昇」－「下降」）		11年4月調査	11年7月調査	
最近	全社	-41	-5	<ul style="list-style-type: none"> 自社業況の最近のDIは、11年4月調査比で製造業40ポイント、非製造業31ポイントと大幅に改善し、特に製造業が+1とプラスに転じた。 先行きのDIでは、製造業が+2と引き続きプラスを維持するとともに非製造業もマイナスであるものの最近比8ポイント改善し、全社ベースでも-1と業況は下げ止まりの傾向がみられる。
	内製造業	-39	+1	
	内非製造業	-43	-12	
先行き （6カ月先）	全社	-9	-1	
	内製造業	-1	+2	
	内非製造業	-15	-4	

II-1. 経営動向（売上高）

1. 売上高 DI (対前四半期比)	実 績		見 通 し		
	11/1-3	11/4-6	11/7-9	11/10-12	
全 社	-15	(-30) 0	(+8) +16	+26	<ul style="list-style-type: none"> 11/4-6月期の売上高 DI は、11年4月の見通しを大幅に上回り、全社ベースで0、特に非製造業では増加に転じた。東日本大震災の発生により売上減少とみる企業が多かったが、実際にはその影響は軽微であったことがわかる。 先行きについては11/7-9月期に製造業も増加すると見込んでおり、その傾向は年末に向けさらに加速するものとみられる。
内 製 造 業	-11	(-43) -4	(+16) +27	+27	
内 非 製 造 業	-19	(-18) +4	(0) +11	+26	

2. 経常利益 DI (対前四半期比)	実 績		見 通 し		
	11/1-3	11/4-6	11/7-9	11/10-12	
全 社	-19	(-28) -8	(+1) +5	+18	<ul style="list-style-type: none"> 11/4-6月期の経常利益 DI は製造業-5、非製造業-11と引続き減益とみる企業が多いものの特に製造業では11年4月見通しを37ポイントを上回るなど減益企業の割合が想定比大幅に減少した。 先行きは引き続き改善傾向は続くともており11/10-12月期には非製造業も DI がプラスに転じるなど、年末にかけて増益基調で推移するものと見込まれる。
内 製 造 業	-20	(-42) -5	(+8) +13	+18	
内 非 製 造 業	-17	(-15) -11	(-6) -2	+17	

(注) 11/4-6月期、7-9月期の上段の()内の数値は11年4月調査時の見通し

III. その他

1. 製造の在庫水準 DI (「過大」-「不足」)		11年4月調査	11年7月調査	
最 近	全 社	+9	+9	<ul style="list-style-type: none"> 最近の在庫水準は製造業・非製造業ともに過大とみている。前回調査比では、製造業で在庫が減少傾向にあるのに対し、非製造業は増加傾向にある。 先行きも引続き在庫過大とみており、過剰感解消には至っていない。
	内 製 造 業	+19	+10	
	内 非 製 造 業	0	+8	
先 行 き (6カ月先)	全 社	0	+6	
	内 製 造 業	+6	+7	
	内 非 製 造 業	-5	+4	

2. 生産・営業用設備 DI (「過剰」-「不足」)		11年4月調査	11年7月調査	
最 近	全 社	+9	-3	<ul style="list-style-type: none"> 設備の最近の DI は、製造業で-7と不足に転じ非製造業も+1と過剰感がほぼ解消。 先行きも製造業は不足傾向が続き非製造業も過剰感が解消。
	内 製 造 業	+13	-7	
	内 非 製 造 業	+5	+1	
先 行 き (6カ月先)	全 社	0	-3	
	内 製 造 業	+1	-5	
	内 非 製 造 業	0	0	

3. 雇用人員 DI (「過剰」－「不足」)		11年4月調査	11年7月調査	<ul style="list-style-type: none"> 雇用人員の最近のDIは、11年4月調査比で製造業・非製造業ともに過剰感が和らぎ、非製造業ではほぼ解消する見込み。 先行きは、さらに改善が続き、製造業・非製造業ともに不足に転じる見込み。
最 近	全 社	+14	+5	
	内 製 造 業	+21	+10	
	内非製造業	+7	+1	
先 行 き (6カ月先)	全 社	-3	-4	
	内 製 造 業	-2	-4	
	内非製造業	-3	-4	

4. 資金繰り DI (「楽」－「厳しい」)		11年4月調査	11年7月調査	<ul style="list-style-type: none"> 資金繰りの最近のDIは、11年4月調査比で、さらに改善され、資金繰り繁忙感は解消。 先行きは、現状とほぼ横バイで推移し資金繰り面では特に大きな支障はでない見込み。
最 近	全 社	-5	+4	
	内 製 造 業	-7	+1	
	内非製造業	-3	+6	
先 行 き (6カ月先)	全 社	-6	+1	
	内 製 造 業	-7	0	
	内非製造業	-5	+1	

5. 販売価格 DI (「上昇」－「下降」)		11年4月調査	11年7月調査	<ul style="list-style-type: none"> 販売価格の最近のDIは11年4月調査比で若干改善されるものの、引続き下落傾向が続いている。 先行きも現状と同様、下落傾向が続くとみており、販売価格の下落傾向に歯止めがかかっていない。
最 近	全 社	-18	-12	
	内 製 造 業	-9	-11	
	内非製造業	-26	-13	
先 行 き (6カ月先)	全 社	-16	-15	
	内 製 造 業	-13	-12	
	内非製造業	-20	-19	

6. 仕入価格 DI (「上昇」－「下降」)		11年4月調査	11年7月調査	<ul style="list-style-type: none"> 仕入価格の最近のDIは、11年4月調査とほぼ同水準で、引続き上昇するとの見方が多くなっている。 先行きも現状と同様に仕入価格は引続き上昇するとの見方となっている。
最 近	全 社	+29	+27	
	内 製 造 業	+41	+38	
	内非製造業	+19	+16	
先 行 き (6カ月先)	全 社	+24	+30	
	内 製 造 業	+31	+39	
	内非製造業	+18	+20	

埼玉県の最低賃金の改定

10月1日以降、759円

埼玉県最低賃金は、10月1日以降759円となる予定です。

最低賃金額は、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力、生活保護水準等を総合的に勘案した上で決定されるもので、平成23年度は徹底した調査・審議を重ねた結果、759円となり、平成22年度と比較しますと9円の引き上げとなりました。

時間額 750円 引上額 9円 引上率 1.20%

〈注意していただくこと〉

1. 適用する地域…埼玉県の区域
2. 適用する使用者…前号の地域内で事業を営む使用者
3. 適用する労働者…前号の使用者に使用される労働者
4. この最低賃金において賃金に算入しないもの…精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
5. 「非鉄金属製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」、「光学機械器具・レンズ・時計・同部分品製造業」、「各種商品小売業」及び「自動車小売業」については、別途特定（産業別）最低賃金が適用されます。

詳しくは、埼玉労働局賃金室（電話048-600-6205）または最寄の労働基準監督署へお問い合わせください。

平成23年度地域別最低賃金額（時間額）の状況（平成23年9月1日現在）

都道府県名	最低賃金額 時間額	引上額 時間額	都道府県名	最低賃金額 時間額	引上額 時間額	都道府県名	最低賃金額 時間額	引上額 時間額
北海道	705	14	石川	687	1	岡山	685	2
青森	647	2	福井	684	1	広島	710	6
岩手	645	1	山梨	690	1	山口	684	3
宮城	674	12	長野	694	1	徳島	647	2
秋田	647	2	岐阜	707	1	香川	667	3
山形	647	2	静岡	728	3	愛媛	647	3
福島	658	1	愛知	750	5	高知	645	3
茨城	692	2	三重	717	3	福岡	695	3
栃木	700	3	滋賀	709	3	佐賀	646	4
群馬	690	2	京都	751	2	長崎	646	4
埼玉	759	9	大阪	786	7	熊本	647	4
千葉	748	4	兵庫	739	5	大分	647	4
東京	837	18	奈良	693	2	宮崎	646	4
神奈川	836	29	和歌山	685	1	鹿児島	647	5
新潟	683	2	鳥取	646	4	沖縄	645	3
富山	692	1	島根	646	4	全国平均	737	7

過去5年間の最低賃金額の状況

年 度	19	20	21	22	23
最低賃金 時間額	702円	722円	735円	750円	759円
引上額 引上率	15円 2.18%	20円 2.85%	13円 1.80%	15円 2.04%	9円 1.20%

埼玉大学研究者との出会いの広場

シリーズ
第66回

今回の内容について、ご関心・興味をお持ちの方は、下記にご連絡下さい。
埼経協 専務理事 根岸 茂文、事務局次長 宮田 信久 ☎048-647-4100
FAX048-641-0924

研究の内容

産業への展開



テキストマイニングにもとづく技術経営戦略

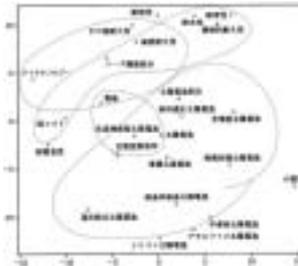
埼玉大学経済学部 菰田 文男 教授

「計量書誌学 (Bibliometrics)」とは、もともとは紙媒体で刊行・蓄積されてきた研究論文や特許公報などの知的ベースがデジタルデータベース化されるようになり、「著者」「キーワード」などを手がかりとして検索可能になったことによって生まれた新しい研究分野である。キーワード件数の時系列やキーワード間の共起関係をもとに、研究・技術動向を捉えたり、国の競争力を知ることができるようになった。私はこの手法を用いて、日本のIT産業やバイオ産業の競争力や技術関連構造の解明のための研究をおこなってきた。

ところが、最近10数年のコンピュータの処理能力の向上により、計量書誌学という範疇を超えた「テキストマイニング」という新しい研究分野が生まれつつある。リレーショナルデータベースとして構造化されたデータを扱う従来の計量書誌学と異なり、テキストマイニングは構造化されていない自然言語で書かれたテキストデータを解析対象とするので、それから得られる「知識」「意味」も遙かに大きくなる。ただ、テキストデータの統計解析には大きな難問がある。リレーショナルデ

ータベースのように限られた属性を対象とするのではなく、無数の形態素 (単語とほぼ同義) の中から意味のある単語を抽出し、その共起行列 (しばしば疎な行列となる) から単語間の「類似性」等の関係性を知らねばならないからである。この困難性を克服して「知識」を獲得し、企業の技術経営に資する手法について研究している。

そのために現在、企業のサイバー空間上に知識創出・共有システムを作成し、テキストデータを編集し付加価値を与えるための仕組みを構想している。このような仕組みを実現することによって、「失われた20年」とも言われるバブル経済の崩壊後の日本企業の競争力の低下に歯止めをかけることができ、「選択と集中」をはじめとする企業の技術経営に関する戦略立案のための指針も得られるのではないかと考えている。



企業の事業・研究開発戦略立案のためのデータ作成

学歴・略歴

菰田 文男

(こもだ ふみお)

1978年 九州大学大学院
経済学研究科博士課程
修了 (経済学)

1978年 山口大学経済学
部講師

1980年 同助教授

1993年 埼玉大学経済学
部教授

現在に至る



機械振動の低減をめざして

埼玉大学大学院理工学研究科 山本 浩 教授

はじめに：機械において発生する振動は多くの場合望まれていないものであり、振動低減の要求には限りがありません。我々は、種々の機械で生じる振動の発生原因を明らかにするとともに、振動を小さくする新たなしくみを見出すことを通し、安心して使える、安全に使える機械の実現を目指しています。以下にちょっとした工夫で振動を低減した研究事例の一部を紹介します。

空気軸受・回転軸系の高性能化：空気軸受は、回転精度が極めて高くクリーンであることから、超精密機器に多く用いられていますが、油で潤滑された軸受と比較すると減衰能が低いという問題があります。軸受面に浅い溝を設け、軸受面を最適形状に分断した構造を提案し、軸受の減衰能の向上を始めとし、回転精度の向上や、軸受で支持された超高速回転体で生じる自励振動の抑止のための設計指針を明らかにしました。

空気ばね防振機構の高性能：空気ばねは、広い

周波数領域で振動伝達率を小さくできるという特徴から、振動絶縁デバイスとして用いられています。空気ばねの中には、空気流路に設けたオリフィス (小さな穴) における流体抵抗により、生じた振動を速やかに減衰させることを狙ったものがありますが、周辺環境に合わせ調整せざるを得ないなどの問題があります。このオリフィスの代わりに浅い溝を設けスリットを形成する構造を提案し、安定した減衰特性を有し調整が不要な防振機構の設計指針を明らかにしました。

より確実な動きをめざして：『計算結果と実験結果は「かなり良く」一致した。』という結論の報告が多いことなどが物語るように、まだまだはっきりしていない事例は非常に多いと考えています。少しでも安心して使うことのできる、安全に使うことのできる、振動低減のためのメカニズム、解析手法などを見出すべく研究を進めていきたいと考えております。

振動低減による機械の運動の高精度化、高速化など

学歴・略歴

山本 浩

(やまもと ひろし)

1986年 東京工業大学理
工学研究科機械工学専
攻を修了

同年より株式会社東芝に
て設計開発業務に従事
1989年より東京工業大学
工学部助手、

1995年より埼玉大学工学
部助教授、

2009年より埼玉大学大学
院理工学研究科教授、
現在に至る。

「ものづくり大学」へようこそ

連載
第47回

今回の内容について、ご関心・興味をお持ちの方は、下記にご連絡下さい。
埼経協 専務理事 根岸 茂文、事務局次長 宮田 信久 ☎048-647-4100
FAX 048-641-0924



言語分析研究の英語教育への応用

製造学科 土井 香乙里 講師

国際化している現代では、英語が専門ではなくても、日常生活・職務上（国際レベルでの企業間取引やプロジェクト・技術の共同開発・開発技術発表）でも英語を使用することが必要となる場面や機会が多くなっています。専門に詳しく、かつ、語学の能力もあるといった両方の能力を持つ人材が企業で求められています。

大学での英語教育では、英語を「学ぶ対象」としていた高校までとは異なり、英語を「ツール」として学生自身の専門分野やさまざまなことを学び、表現することができるようになること、さらに将来企業で役立てるような語学力・コミュニケーション能力が身につくような英語教育が必要であると思います。

- (1) 専門分野のことを英語で理解し、英語で自分の考えを伝えたり論じたりすることができる能力
- (2) コミュニケーション能力（英語で自分の考えを伝え、相手

の考えを理解する能力)

- (3) 異文化理解（他文化と自文化の文化的価値観や物事の捉え方の相違などの理解）
- (4) 英米語圏以外の英語（アジアなど）についての理解などが必要であると考えています。

自身の研究では、「ことば」をそれと密接に関わり合う文化・人間の認知などの要素とを相関させ包括的に捉えるといった観点で、実際の会話におけるさまざまな言語特徴を観察し、表面的な言語構造だけではなく、人間の認知レベルでの普遍部分、言語による相違部分を示すことで、日本語と英語のコミュニケーションの実態を比較分析し、ことばの本質を明らかにすることを目的に研究を行ってきました。これまでの研究で明らかにしたことを、異文化理解の観点からの授業や、英語教育の実践の場で活かすという点で役立てられると考えています。

土井香乙里（どい かおり）講師 早稲田大学大学院教育学研究科博士後期課程。早稲田大学人間科学学術院人間情報科学科助手、同研究センター客員講師、東京電機大学理工学部（EEP）インストラクターを経て、2010年9月から、ものづくり大学講師。社会言語学・英語教育。（連絡先：048-564-3844/k_doi@iot.ac.jp）



昼光利用型ブラインド開発中

建設学科 伊藤 大輔 講師

オフィスビル等における照明用電力を削減する手法の一つとして昼光利用があります。2011年3月の地震による東京電力管内の電力供給力不足のため首都圏では節電が余儀なくされ、消灯・減灯が実施されています。その中で昼光利用の必要性が益々高まっています。

直射日光の入射は冷房負荷の増大、不快グレア（まぶしさ）の原因となるため、通常、窓面には直射日光を制御するためのブラインド、などの日射遮蔽装置が必要となります。伊藤研究室では日射遮蔽装置の光学特性値、熱物性値の把握を行っています。

さらに最近ではブラインドメーカーと共同で昼光利用型ブラインドの開発を行っています（特許出願中）。このブラインドは水平ブラインドにライトシェルフの機能を持たせることにより、より積極的に昼光を利用し、照明負荷の削減及び光環境の快適性向上を目的としています。（ライトシェルフとは窓の途中に設けられた中庇のことであり、直射日光を室内の天井部に反射

させて、室奥まで昼光を導入するものです。）ライトシェルフは大掛かりな取り付け作業が必要、重たい印象を与える、コストが高いといった問題がありますが、今回開発しているブラインドは、それらの諸問題を解決することもできると考えています。本年度の伊藤研究室では学生とともに、昼光利用型ブラインドの光学特性値や視環境に与える影響等を測定しています。この様にただ提案するだけでなく、本学の学生が得意とする装置の作製、検証・評価を一貫して行っています。

今後、昼光を利用し省電力でかつ質の高い光環境を実現したい時、これらの知見が役に立つと思います。その際は是非、ご連絡ください。



伊藤研測定風景

伊藤大輔（いとう だいすけ）講師 東海大学連合大学院修了、博士（工学）、独立行政法人建築研究所専門研究員を経て、2009年9月よりものづくり大学講師。日本建築学会、照明学会所属。（連絡先：048-564-3857/ito@iot.ac.jp）

低成長時代の就業規則の

見直し・改訂のポイント

— 第九十七回 —

労働契約法の企業実務上の

対応について（その11）



弁護士 安西 愈

七 労働者の損害賠償すべき金額をめぐって

6 身元保証人に対する損害請求をめぐって

(一) 身元保証人も本人と連帯して使用者に対する損害賠償義務を負う

身元保証契約は、親兄弟・親類縁者、友人知人といった人間関係的知己から保証するもので、「身元保証」というその語彙からして、企業の採用にあたり、この人は身元のしっかりした者で悪い人ではないということを採用主に対して証明するものなので、まさか本人

押印をした。なお、被告A及び同Bは、身元保証人となるにつき、被告Yから謝礼を受領する等はしなかった。

そして、被告とは原告との間で期間を一年とする歩合外務員契約を更新するに当たり、原告に対し、右のとおり被告A及びBから署名押印を受けた本件身元保証書を提出した。右本件身元保証書には、

『万一、過失又は懈怠によって貴社に損害を及ぼしその義務を尽くすことができなかつた場合には、私共が連帯して履行の責に任じ貴社のお指図に従って弁償いたします。』との記載がある。』との事実認定をした。そしてこのことから、「身元保証ニ関スル法律」の五条は、「裁判所ハ身元保証人ノ損害賠償ノ責任及其ノ金額ヲ定ムルニ付被用者ノ監督ニ関スル使用者ノ過失ノ有無、身元保証人ガ身元保証ヲ為スニ至リタル事由及之ヲ為スニ当リ用キタル注意ノ程度、被用者ノ任務又ハ身分上ノ変化其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌ス」と定めて、身元保証人の責任を軽減しているところではあるが、次のとおり多

額の損害賠償責任が判示された。すなわち、「本件損害額には相場の変動という不確定な事情が加味されていること、その他本件にあらわれた一切の事情を斟酌すると、被告Yを身元保証した被告A及び同Bの損害賠償責任は、身元保証法第五条を適用して、損害の公平な分担という観点から、被告Yの負担すべき損害額の四割に減額するのが相当であり、被告A及び同Bは、それぞれ被告Yと連帯して、本件損害額のうち、四一三四万四二〇六円の限度において損害賠償の義務があると認めるのが相当である。」(平四・三・二三東京地裁判決、ワールド証券事件、労判六一八号四二頁)とし、四千万円を

超える損害賠償が身元保証人に命ぜられた。すなわち、本件身元保証人の責任につき、被告歩合外交員の負う損害賠償責任の四割にとどめたものの、本件の場合は、被告歩合外交員の損害賠償責任額が一億三三六万余円と高額であることから、身元保証人の損害賠償責任額も四一三四万余円と、相当に高額なものとなっているのである。

このように多額の損害賠償を命ずる判決の事案もあり、身元保証契約の責任を軽視してはならない。

(二) 身元保証契約の由来

身元保証とは、明治以前に行われていた「人請」^{ひとひら}に由来するところの、我が国の伝統的な特殊の保証であるといわれている。

人請は奉公人のための保証であるところ、「奉公」とは、元來は、封建制度下における臣下がその主君に対し一身を捧げて忠勤奉仕することを意味し、封建君主に対する臣下を意味したが、徳川時代に入ってから、私法的な雇傭契約上の労働者を指して「奉公人」と呼び、このような労働者のなす業務給付を「奉公」と称した。足輕・仲間・若党・小者等のごとき武家奉公人も、下男・下女・乳母・番頭・手代・丁稚・弟子・作男等のごとく庶民の家に召し使われた者も皆ひとしく「奉公人」の名をもつて呼ばれた。人請はかかる奉公人のために保証人たるべきことを約する契約を意味した(西村信雄著「身元保証の研究」二頁)。そ

れは、徳川時代のこの人請制度は、

一面において人民取締のための警察的法制であったといわれている。

「人請」の「請人」は、奉公人の出所・素性の確実なこと、「外より構申者（かまえてもらうもの）一切無御座（ございませぬ）」と

いうことを記載し、御法度の宗門ではないということ等々、奉公人の一身上の諸事項について「請合」をすることを要したのである。

そこで、人請は文字どおり「身許」の「請合＝保証」であった（同前書）。今日の身元保証制度は一面において、このような人請制度の遺制から今日の身元保証責任と前時代の人請責任とはその内容において著しく異なっているにもかかわらず、人々の世間的常識においては、今日の身元保証も前時代の制度と同じく文字どおり「身許」の「保証」であり、広く身元本人の一身上の諸事項について「請合」をするものだと考える伝統的慣習的な考え方が支配しており、

(一)に記載したような民事上の損害賠償義務を負う契約とは思っていないという人もいるのである。

(三)身許保証契約とは

今日の身元保証と徳川時代の人請とは、その法的性質や法的効力においても、また、その社会的機能においても、本質的な相違がある。今日の身元保証は民法上の債務の保証であり、主たる債務者である身元本人が負担するかもしれないところの損害賠償債務を連帯して履行すべき義務を負う契約（合意）という法的構造をもつものとなっている。

すなわち、昭和八年に制定された「身元保証ニ関スル法律」に基づく契約であり、同法第一条は、「引受、保証其ノ他名称ノ如何ヲ問ハズ期間ヲ定メズシテ被用者ノ行為ニ因リ使用者ノ受ケタル損害ヲ賠償スルコトヲ約スル身元保証契約ハ其ノ成立ノ日ヨリ三年間其ノ効力ヲ有ス但シ商工業見習者ノ身元保証契約ニ付テハ之ヲ五年トス」と定めている。

身元保証契約は、被用者のための保証契約（広義）であって、身元保証人乙が使用者甲に対し、被用者（身元本人）丙に関する同人の行為により使用者甲の受けた損害を賠償するということを担保する契約を総称する。多くの場合は、使用者甲が、身元本人丙の行為、もしくは、その他丙に関する何らかの事由によって現実に損害をこうむった場合にその損害を賠償することを意味するが、それだけではなく、場合により、損害の発生を未然に防ぎ、もしくは、損害のより以上の拡大を防止することをも意味することも含む場合もある。

いづれにしても、契約する当事者は、労働者である丙のために身元保証人乙と使用者甲との間の契約なのである。したがって、契約の当事者は、使用者甲と身元保証人乙との間の契約である。ところが、実際上はよく身元本人の依頼によって、雇用の条件として身元保証契約をするものであることから、労働者本人丙と身元保証人乙との契約のように思っている人も

いるが、そうではなく、契約は使用者と身元保証人との間のものであり、労働者は第三者となる（第1図参照）。

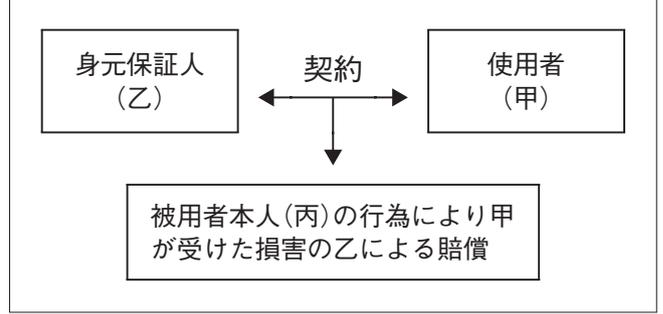
これは、契約当事者の一方（身元保証人）が相手方（債権者）に

害を賠償するということを担保する契約を総称する。多くの場合は、使用者甲が、身元本人丙の行為、もしくは、その他丙に関する何らかの事由によって現実に損害をこうむった場合にその損害を賠償することを意味するが、それだけではなく、場合により、損害の発生を未然に防ぎ、もしくは、損害のより以上の拡大を防止することをも意味することも含む場合もある。

いづれにしても、契約する当事者は、労働者である丙のために身元保証人乙と使用者甲との間の契約なのである。したがって、契約の当事者は、使用者甲と身元保証人乙との間の契約である。ところが、実際上はよく身元本人の依頼によって、雇用の条件として身元保証契約をするものであることから、労働者本人丙と身元保証人乙との契約のように思っている人も

いるが、そうではなく、契約は使用者と身元保証人との間のものであり、労働者は第三者となる（第1図参照）。

第1図 身元保証契約の構図



ものとして今日まで続いていることも事実である。それは、身元保証人が保証を引受けるに当たっては、使用者に対して身元本人の人物ないし性状に問題のないことを一般に請合うことに由来する。このような身元本人が雇用されるにあたって、今日の採用手続では使用者側にとっては、それまで全く見ず知らずの人物の採用であるため、十分に事前把握できないまま雇用することが一般である。そこで、雇用に当たって、本人のことで、よく知っている身元保証人に保証してもらうということは、我が国の雇用の実態からみて必要な保証制度といえる。そこで、特に採用方を知り合いの企業に依頼し、推薦採用（いわゆる縁故採用）の場合においては、特に右のような「請合」をすることも多いと思われる。そこで、被用者たらんとする者の為にその人物の人格や性状等一般を請合うことは単なる事実上のことで、それだけで直ちに身元保証人となるわけではないが、

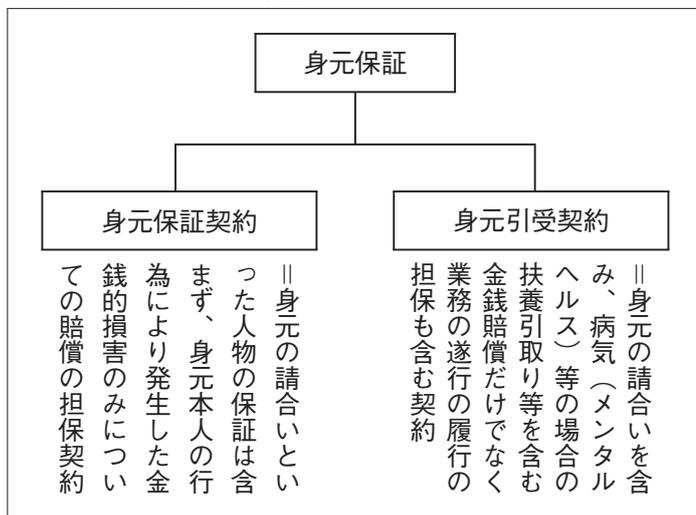
注意すべきことは、「被用者ノ行為ニヨリ受ケタル損害ヲ賠償スル

この身元契約については、従前のいわゆる「人請」の時代からの伝統的なものとして、身元保証は身元本人の人物ないし性状等の人物の良好性一般を請合う（保証する）契約だという見解が本質的な

「コトヲ約スル」のが身元保証契約ということである。そこで、もし、身元保証人が法的な意味において、身元本人の健康・性格・行状・技能等々身元本人の人物・性状等一般につき、ある程度の完全性を請合うこともあるが、我が国の雇用慣行上不合理なことではないにしても、それは法的には損害賠償に帰結する。そうすると、身元保証人は、身元本人の人物・性状等のいずれかの点においてその請合った程度に比べて欠陥があり、その結果雇用した使用者が不測の損害をこうむった場合には、それを保証した身元保証人としては、それにより発生した使用者の損害を賠償する責任は免れ得ないことになる。

しかし、現代の雇用契約ないし労働契約と前時代の奉公契約とがその法律的本質を全く異にしているのと同様に、今日の身元保証と前時代の人請とはその法律的本質を異にしているということもいえる。そのことから、現代の身元保証において、使用者が身元保証に期待するところは、主として、身元本人によって（とくにその不正背任・違法・不当な行為によって）こうむるかもしれない損害の賠償を受けることである。すなわち、万一の場合における損害補償の担保の手段なのであって、その点で通常の民事上の債務の保証契約と同類であると解する考え方も有力に主張されている。そして、今日では使用者にとっては、身元保証人が万一の場合における損害の賠償の確保をしてくれさえすれば足るのであり、したがって、身元保証人が身元本人の人物・性状等を熟知しているかどうかは大きく、損害の賠償をする資力を有するかどうかが重要な関心事なのであると考える方が中心となってきた。現在の学説では、身元保証契約を二類型に分

第2図 身元保証の二類型



類して説明されており、その一は「身元引受」という人物・性状等を保証することを含む損害賠償契約であり、その二は「身元保証」という単なる金額上の損害の賠償を保証する契約である。このように、名称によって類型を分け、前者の「身元引受契約」をもって、広義の保証契約と解し、後者の「身元保証契約」をもって狭義の身元保証契約と理解されている（第2図参照）。

経営者と

一体的立場とは

弁護士 安西 愈

労働基準法の労働時間・休憩・休日等の適用が除外される同法第四十一条第二号の管理監督者について、労働基準監督官によって解釈取扱いが大きく異なることがあって事業場は困っている。それは、通達にいう「労務管理について経営者と一体的な立場にある者」との解釈である。

この点について立法時の資料によれば、「監督若しくは管理の地位にある者」のうち、「監督の地位にある者」とは「労働者に対する関係に於て使用者の為に労働状況を観察し労働条件の履行を確保する地位にある者」のことであり、「管理の地位にある者」とは「労働者の採用、解雇、昇給、転勤等人事管理の地位にある者」のこととされている。

ポイント労働法

立法後の行政解釈は、当初は、「一般的には局長、部長、工場長等労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場に在る者の意であるが、名称に促わらず出社退社等について厳格な制限を受けない者について実態に即して判断すべきもの」とした（昭和二二・九・一三発基一七号）。その後、「職制上の役職者のうち、労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない、重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も、労働時間等の規制になじまないような立場にある者に限って」労働法四一条の管理監督者とするものであるとし、併せて「管理監督者

であるかの判定に当たっては、賃金等の待遇面についても無視し得ないものであること」とした（昭和六三・三・一四基発一五〇号）。「出社退社等について厳格な制限を受けない者」との従来の幾分窮屈な判断要素は改められたものの、部分的修正にとどまっており、問題の解決には至っていない。「労務管理について経営者と一体的」とは、「労務管理方針の決定に直接参画する者」との観点に立って経営会議等に参画するなど取締役や本部長などをいい、経営幹部ではない支店長以下の者は該当しないといった極端な解釈をとる労基監督官もある。

この点について、菅野和夫前労働政策審議会会長は、「近年の裁判例をみると、管理監督者の定義に関する上記の行政解釈のうち、「経営者と一体的な立場にある者」、「事業主の経営に関する決定に参画し」については、これを企業全体の運営への関与を要すると誤解しているらしいがあった。企業の経営者は管理職者に企業組織の部分ごとの管理を分担させつつ、それらを連携統合しているのであって、担当する組織部分について経営者の分身として経営者に代わって管理を行う立場にあることが「経営者と一体的立場」であると考えべきである。そして、当該組織部分が企業にとって重要な組織単位であれば、その管理を通して経営に参画することが「経営に関する決定に参画し」にあたるべきである。」（労働法（第九版）二八四～二八五頁）と述べている。

使用者から権限を委ねられて、部下の労務管理にあたる者も、まさに管理を通じて経営に参画する者である。この点を誤解していることが現実離れした一部の労基監督官の極端な解釈となつてあらわれているといえよう。

衛生管理者受験対策講座および安全管理者選任時研修を開催

本会と株式会社ウエルネットが共催し実施している、「第一種・第二種衛生管理者受験対策講座」と「安全管理者選任時研修」を八月から九月にかけて開催した。

今年度で四年目の開催となるこの両研修には、毎年多くのご参加をいただいております。今年度は八月二日・三日の二日間で第一回衛生管理者受験対策講座、九月十三日・十四日の二日間で第二回衛生管理者受験対策講座を開催、八月二四日には安全管理者選任時研修を開催し、それぞれ、四〇名前後の方にご参加いただき、中小企業を中心に衛生管理者、安全管理者選任に対するニーズと関心の高さがうかがわれた。



衛生管理者受験対策講座
講師 白井一博氏
(株)ウエルネット 専任講師

□第一種・第二種 衛生管理者受験のための対策講座(二日間)
講師：白井一博 氏(株)ウエルネット 専任講師、中小企業診断士、第一種衛生管理者

特長：①過去の出題傾向を徹底分析し、試験に出やすいポイントを絞り、無駄のない効率的な学習方法を伝授、②難しい専門用語や内容を語呂合わせなどでわかりやすく解説、③講義→演習→解説のサイクルで実践力を身につける内容により、二日間で合格に到達できるレベルまで講義を行う。
□安全管理者選任時研修(九時間)
講師：鈴木 昭 氏(株)ウエルネット 専任講師、労働安全コンサルタント



安全管理者選任時研修
講師 鈴木 昭氏
(株)ウエルネット 専任講師

特長：①法で定められた研修を実施、②無駄のない効率的な講義、③専門用語や専門的内容を具体的にわかりやすく解説、④一日で終了するので参加しやすい、などで、法定九時間講義の受講者には修了証を交付している。

〔参考〕選任の要件など
◇衛生管理者
労働安全衛生法(第十二条)により、常時五〇人以上の労働者を使用する事業場では、労働衛生に関する技術的事項を管理する者として、「衛生管理者」を選任しなければならない。

衛生管理者には、衛生管理者試験(第一種・第二種)に合格し都道府県労働局長の免許を受けた者などを充てること。
◇安全管理者
労働安全衛生法(第十一条)により、屋外産業的業種と工業的業種及び第三次産業の特定業種に属し、常時五〇人以上の労働者を使用する事業場では、労働安全に関する技術的事項を管理する者として、「安全管理者」を選任しなければならない。

安全管理者は、厚生労働大臣の定める安全管理者選任時研修を受けた者でなければ選任できない。

企業の海外戦略支援並びに外国人留学生採用促進に向けて

「外国人留学生の活用等に関するセミナー第一講」開催

平成二十三年七月一四日(木)一三時三〇分から、ソニックシティビル四階市民ホールで、企業の海外戦略支援並びに外国人留学生採用促進に向けてと題して、「外国人留学生の活用等に関するセミナー第一講」が開催された。

日本経済の将来を展望すると、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来等により国内需要の盛り上がりには多くを期待できず、高い経済成長を遂げている新興国など、国外の成長機会を取り込むことが企業にとっての重要な経営課題となりつつある。
こうした状況を踏まえ、今後、企業が海外へのビジネス展開を図る上では、埼玉県内の大学に留学している外国人留学生は貴重な戦力になり得る可能性を有していることから本会、財団法人埼玉県国際交流協会、国立大学法人埼玉大

学等との共催で本セミナー開催するもので、第一講には、四五名が参加した。
講演は、まず「外国人留学生等の採用に関わる諸手続きの内容について」と題して、法務省東京入国管理局総務課渉外調整官澤田善明氏から、まず、出入国管理の現状と新たな在留管理の説明が行われ、その後在留資格制度の内容、外国人の在留の管理、不法就労等の現状等について説明が行われた。
続いて、「外国人雇用の労務管理について」と題し、特定社会保険労務士桑聖子氏より、外国人の生活面の問題、コミュニケーションの問題、労働慣行の違い、キャリアの問題等について詳しい説明が行われた。



講演する澤田善明氏



講演する桑 聖子氏



コバトン

埼玉県からのお知らせ

県内に工場等の建設を予定されている企業の皆様へ

埼玉県では、県内に工場等を建設し、操業する場合に、当該土地・建物に係る不動産取得税に相当する額の補助金を交付しています。

補助要件、手続き等の詳細についてはホームページを御覧ください。

○ホームページアドレス

埼玉県産業立地促進補助金「検索」

http://www.pref.saitama.lg.jp/page/subsidy.html

・県内市町の企業立地優遇制度

http://www.pref.saitama.lg.jp/page/shichouson-riichi-incentive.html

○問い合わせ先
県企業立地課
企業誘致・立地窓口担当
(048-830-3800)



海外拠点でのインターンシップ受入企業を募集します

埼玉県では県内企業の海外拠点における大学生インターンシップ事業を実施しています。

このたび、平成二十四年二月、又は平成二十四年八月・九月に学生を受け入れることが可能な企業様を募集しております。

企業様(国内企業)には所定の謝金をお支払いいたします。

○詳細は次のHPを御覧ください。

http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kagaimta-n.html

○問い合わせ先

県就業支援課 キヤリア教育担当
(048-830-4541)

労働相談センターを御利用ください！

埼玉県では、様々な労働問題の相談や、専門家による職場の悩みへのカウンセリングを受け付けています。お気軽に御利用ください。

○労働相談

・電話相談

月～金 午前9時～午後5時

・面接相談

月～金 午前9時～午後4時

○働く人のメンタルヘルス相談

毎週水曜 午後1時半～3時

※要予約(前日の午前中まで)

○詳細はHPを御覧ください。

http://www.pref.saitama.lg.jp/site/rodosodan

○問い合わせ先

県労働相談センター

(048-830-4522)

東部地域振興ふれあい拠点施設オープン

埼玉県では、春日部市との共同事業として、春日部市に整備を進めてまいりました「東部地域振興ふれあい拠点施設」が、いよいよ10月にオープンします。

この施設は、地域の特色や資源を生かした産業の振興に加え、地域住民の活動・交流を促進するための複合拠点施設です。



基本コンセプトを「都市の森の創造」と設定し、施設整備に関する3つの理念を基本方針として定め、省CO₂の最先端モデルとしてこれからの公共施設を先導し、緑と人がふれあい、魅力的なまちづくりのシンボルとなる施設を目指しています。

【eCOの理念】

I 地域をはぐくむ
まちづくりのシンボル

II ふれあう
緑と人のふれあい

III 環境をまもる
『省CO₂』の最先端モデル

省CO₂の取組としては、地下水、太陽熱、地中熱を利用した空調、中庭を活用した自然採光、自然通風、屋上への太陽光発電パネル100kWの設置による自然エネルギーの活

用があげられます。これらにより、建物運用時のCO₂排出量が標準的建物と比べ約45%削減されます。

また、1万㎡超の高層建築物では全国初となる鉄骨造と木造のハイブリッド構造を採用し、1～4階は鉄骨造、5～6階は木造となっています。これにより、建設・解体時のCO₂排出量が標準的建物に比べ約25%削減されます。

○施設構成

多目的ホール【県】(1F・3F)
東部地域初の1,000㎡の多目的ホールです。大規模イベントから小規模イベントにフレキシブルに対応する三分割可能なホール構成となっており、可動間仕切りを移動することで、ホワイエや屋外広場との一体利用で最大1,500㎡の大空間とすることも可能です。



固定席がないフラットなホールは、ステージや客席などのレイアウトがイベントに合わせて自由できます。

○創業支援ルーム【県】(5F)

個室型6室及びブース型12ブースにより構成されています。東部地域で起業をお考えの方、新規事業のスタートをお考えの中小企業の方に最適な施設です。

インキュベーションマネージャーによる経営等の相談、秘書業務など、とことん支援を行います。

商工団体等スペース【県】(5F)
地域の産業を支援する次の商工団体が入居します。

- ・春日部商工会議所(一部)
- ・埼玉県信用保証協会
- 春日部支店
- ・埼玉県中小企業団体中央会
- 春日部支所
- ・関東信越税理士会 春日部支部
- パスポートセンター

○春日部支所【県】(5F)

市民活動センター【市】(4F)

ボランティア、NPO、地域の自治体活動など市民活動をサポートする、市民のための拠点です。シンボリックな屋外階段からの動線を確保するとともに、4階に整備する中庭との一体的な利用が可能です。

保健センター【市】(6F)

○開設場所

春日部市南1-1-7

(春日部駅西口から徒歩5分)

○問い合わせ先

「東部ふれあい」開業準備室

URL: <http://kasukabehall.jp/>

多目的ホール・創業支援ルームの利用・予約関係

(050-3602-3542)

県産業拠点整備課

(048-830-7618)



第106回労働法フォーラム開催

震災からの復興に向けた対応策など

経団連・日本経団連専業サービス主催、経営法曹会議協賛による「第106回日本経団連労働法フォーラム」が7月14、15の両日、都内のホテルで開催された。当日は、全国の企業・団体から138名、経営法曹会議所属弁護士186名の計324名が参加した。

同フォーラムでは、毎回、企業が直面する労働法に関する課題を取り上げている。今回の総合テーマは「震災からの早期復興に向けた人事労務部門の対応策」。1日目は、今後本格化する復興対策、今夏の電力供給不足への対応などを検討した。

また、2日目は、2013年に高齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が65歳へ移行し、さらに報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げが開始されることを踏まえて、高齢者の雇用をめぐる課題を取り上げた。

1日目の午前中は、中井智子弁護士が震災時の人事労務管理と労働法について報告。(1)緊急災害対応と労働基準法(2)ピーク時の電力使用量の削減に向けた勤務体制の見直し(3)災害原因とする休業と賃金(4)災害原因とする事業の縮小などについて、法律や裁判例などに基づいて解説した。

また、午後には、中井氏の報告に関連する参加者からの実務的な質問に対して、複数の弁護士が異なる観点から回答する形式の質疑応答・討論も行われた。さらに、社会保険労務士・元労働基準監督官の北岡大介氏が「震災対応にかかると労働・社会保険の実務」と題し、震災に伴う保険料の減免措置や、給付・助成金などについて講演した。

2日目の午前中は、延増拓郎弁護士が「高齢者の雇用をめぐる問題と今後の課題」と題し、(1)高齢者雇用安定法の概要(2)行政による指導の内容(3)高齢者雇用安定法の私法的効力(4)高齢者雇用確保措置の選択と継続雇用制度の運用上の問題点などについて報告した。また、

提言・提案など

午後には、延増氏の報告を受けて個別企業の制度運用上の問題をめぐり質疑応答も行われた。最後に、中町誠弁護士が「労働組合法上の労働者性に関する最高裁判決の解説および企業実務上の法的留意点」の講演を行った。

参加者からは、「聞きなかつた内容が盛り込まれてよかった」「実務で生じている疑問、課題に対する回答、ヒントが得られて有意義だった」等の声があつた(弁護士報告の概要は次号掲載)。

提言「今後の高齢者雇用のあり方について」を公表

労働市場全体を通じた多様な就労機会の確保などを提起

経団連は7月19日、「今後の高齢者雇用のあり方について」と題する提言を公表した。2013年度からの公的年金の報酬比例部分にかかる支給開始年齢の引き上げを前に、政府内では高齢者雇用のあり方に関する検討が進められており、今年6月には、厚生労働省に設置された「今後の高齢者雇用に関する研究会」が報告(以下、「研究会報告」)を取りまとめた。提言は9月以降、労働政策審議会において本格的な審議が予定されていることから、今後、高齢者雇用のあり方に関する経済界としての考え方を取りまとめたもの。提言の概要は次のとおり。

経済界の考え方を取りまとめる

雇用の維持・拡大には、何より経済の持続的な成長が不可欠であり、また、少子高齢化への対応は、子ども・子育て支援策を最優先に取り組むべきである。

公的年金の支給開始年齢の引き上げに伴う高齢者の生活の安定は、社会全体で対応すべき課題であり、企業だけでなく、国としての責任、個人個人の自助の範囲の取り組みなど、社会を構成する各主体間において負担を分担していくことが必要である。

こうした基本的な視点を欠いて、企業の雇用確保策にのみ依拠した政策対応とすれば、企業に対し、本来必要な業務をつくり出してまで、高齢者の雇用を強いることになるおそれもある。その結果、企業の存

続や、経済全般への悪影響も懸念され、雇用情勢の悪化を招きかねない。

高齢者雇用施策は、企業の労働現場の実態と整合的なものとして実施されなければならない。高齢者雇用を取り巻く環境の多様性を踏まえ、企業労使の自主的・自律的な対応が尊重される枠組みを担保するとともに、高齢者の多様な就労ニーズに鑑み、労働市場全体を通じて適正なマッチングを図っていくことが求められる。また、厳しい状況下にある新規卒業者の採用環境など、若年者雇用への影響も十分考慮される必要がある。

今後の制度の具体的なあり方として、第一に、現在の雇用確保措置の枠組み(図表参照)を維持すべきである。特に、「研究

会報告」で廃止すべきとされた、継続雇用制度における対象者の基準については、現行でも労使協定が前提とされていることから、労使自治の観点からも妥当な制度であり、維持すべきである。

第二に法定定年年齢のあり方について、「研究会報告」では65歳への引き上げに向けて引き続き検討すべきとされたが、8割強の企業が60歳定年を採用している状況下では、労働管理上、その影響は大きい。人事・賃金制度の弾力性を見直しが可能となるような環境が整わない限り、引き上げありきの検討は困難と言わざるを得ない。

第三に、今後、就労を希望する高齢者の一層の増加が予想されることなどを踏まえれば、現在の雇用確保の原則を緩和し、企業内での雇用確保の原則を緩和し、他企業も含め、広く労働市場全体を通じ、最適なマッチングを可能とすべきである。

最後に、高齢者の生活の安定に向け、福祉政策も含めたセーフティネットの充実、さらには企業労使間における雇用確保策以外の多様な取り組みを促していく観点が必要である。こうした点も踏まえ、企業年金制度の柔軟化・多様化に向けた規制緩和などについて、検討を急ぐことが求められる。

夏季フォーラム2011開催 新生日本の創造、早期復興と新たな国づくりに向けて

経団連(米倉弘昌会長)は7月21、22の両日、長野県軽井沢町のホテルで「夏季フォーラム2011」(議長川大橋洋治副会長)を開催した。今回のフォーラムは、3月11日に発生した東日本大震災からの復興と、従前からの課題の克服を同時に推進することを旨とし、「新生日本の創造」早期復興と新たな国づくりに向けて」を統一テーマとして実施された。フォーラムには、米倉会長、渡文明評議員会議長をはじめ、副会長、評議員会副議長ら36名が参加。未曾有の震災からの復興に向けた取り組みや、新たな経済成長戦略の実現に向けた方策などについて、活発に意見交換した。討議結果は、「アピール2011」大震災を乗り越え、新生日本の創造に向けて」として取りまとめ、公表した。

1日目午後の第1セッション「未曾有の

震災からの復興に向けて」では、東北経済連合会会長の高橋宏明氏、東京大学法学政治学研究所教授の藤原帰一氏がそれぞれプレゼンテーションを行った。高橋氏は津波と地震による被災状況について説明した後、東経連が政府に提出した提言や同会が実施している具体的な活動等を紹介。特に、「モノづくり復興特区」の創設や農業・漁業の大規模インフラ網による競争力強化、災害に強いインフラ網の構築と観光

両面からの復興支援などの必要性を訴えた。続いて藤原氏は「復旧」だけでは十分ではなく、成長に向けた「再生」のシナリオを提示する必要があるとして、被災地復興と地域経済の拠点形成の両立に向け、重点的・集約的・効率的な資金投入が必要といった見解を示した。その後、岩沙弘道副会長が、経団連の未来都市モデルプロジェクトで得られる知見を活用することの重要性などについて発言があつた後、自由討議に入った。

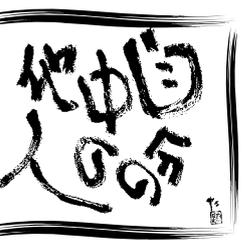
また、セッション後には、CSIS(米国防務省国際問題研究所)日本部長のマイケル・グリーン氏による「復興のための日本パートナーシップ」と題した特別講演が行われた。

2日目午前の第2セッションでは、「わが国が抱える課題の克服」をテーマに、主にグローバル化への対応、社会保障と税・財政の一体改革、エネルギー・環境政策の再構築について議論を行った。まず、グローバル化への対応に関し、政策研究大学院大学学長の白石隆氏が「東アジアの政治経済とポスト3・11の日本」と題して講演した。白石氏は、東アジア地域における今後の展望として、(1)都市化の進行と中産階級の拡大(2)世界経済におけるアジアの比重の拡大(3)等々を指摘するとともに、中国の台頭による影響等について述べた。そのうえで、日本は、国を開いてアジアのなかに日本を埋め込んでいくことが重要と訴えた。

これを受けて、勝俣宣夫副会長が、PPP(環太平洋連携協定)をはじめとした経済連携推進の必要性などについて発言した後、意見交換を行った。

次に、社会保障と税・財政の一体改革について、慶應義塾大学経済学部教授の土居丈朗氏がプレゼンテーションを行った。土

居氏は、社会保障と税・財政の一体改革について、慶應義塾大学経済学部教授の土居丈朗氏がプレゼンテーションを行った。土



第183回

八月は広島や長崎に原子爆弾が投下され、今日十五日は終戦日である。既に六十六年になる。
「こんな時にこんな事を」思い出している…。

▼当時新潟県で国民尋常小学校一年生だった小生は、衣・食不足の中、学校では毎日のように空襲に備えての避難訓練をさせられていた。授業は殆ど無く、教科書は材質の悪い「ワラ半紙」に数枚方印刷という状態であった。衣類は肘や膝、そして尻の部分はすり切れて生地があてられていた。

▼学校から帰ると母と一緒に畑に行き日常生活の食料を植えて育てていた。主に芋類が主食に代わるので多かった気がする。

▼終戦の玉音放送は母の実家(寺)で檀家の人達と聞いたが、幼い小生には内容や意味は皆目分かっていなかった。しかし、皆が号泣していたことは鮮明に覚えている。

▼終戦後にすぐ米軍が上陸して来た。日本海でも陸地に近い所まで海の深さが十分にどうもあつたらしい。朝登校する際には米軍の車両が並ぶ側を通行しなければならなかったが、ガムやチョコレートをよく貰った。

こんな時にこんな事を!

エッセイスト 和宮英之

故に初めて覚えた英語は「ギブミーチョコレート」だった。
▼父は庭いじりが好きで日曜日には必ず外で動いていた。突然わが家に米軍の将校がジープを横付けし部下を連れて入って来た。日曜日に仕事をしていることが不思議だったらしい。趣味という理解ができていなかったのだ。父は多少英語を話せたので、それ以来日曜日になると必ず遊びに来て、その際に諸々の食べ物を持参してくれた。わが家からは引き上げる時に姉達の着物・下駄・扇子などをお土産に持ち帰ったようである。

初めて見る外国人、最初は怖さで覗き見ばかりであったが、慣れると側に座っていたこともあった。
▼広島や長崎の原爆投下直後の風景や、東京の焼け野原を今映像で見ると目頭が熱くなってしまう。また、三月の東日本大震災被害でも同様なことがいえる。

「衣・食・住」の不便を未だに訴えている多くの方々がいる。「過ちは二度と繰り返さない」という誓いはどうしたのだろうか。確かに人間は神様ではないが、将来への復興をみると、戦後の空は青空だが、今の日本の空は明るくない「くもり」としか言いようが無い。

素晴らしい日本人の頭脳を総結集して、地球温暖化問題もクリアーでき、安心安全なエネルギー供給を中東にも頼らず、世界に先駆けて原子力の平和活用を研究開発し、国内外に提供できることを切に望んでいる。

居氏は、歳出削減では、社会保障費と地方交付税が重要な改革分野であると語った。税制については、経済成長を阻害しないことや世代間格差の縮小といった観点から、消費税を引き上げ、法人税を引き下げるべきと指摘した。また、渡辺捷昭副会長から、議論の冒頭、政府与党の社会保障と税の一体改革の「成案」の評価と今後の課題について発言があった。
引き続き、エネルギー・環境政策の再構築等について討議を行い、冒頭、西田厚聰副会長から、10〜20年後を視野に入れて、エネルギー政策のプライオリティー付けの見直しが必要との発言があった。
午後に行われた第3セッション「新生日本の創造に向けて」では、競争力強化に向けた基盤整備、民主導の経済成長の実現に向けた企業・経済界のアクションなどについて、参加者が活発な議論を重ねた。
討議の結果取りまとめられた「アピール2011」には、(1)震災からの早期復興(2)活力ある経済社会の再構築(3)強い日本の再生―などが盛り込まれた。
夏季フォーラム終了後は、米倉会長と大橋議長が記者会見を開き、フォーラムの成果について語った(別掲記事)。

2011年夏季賞与・一時金大手企業業種別妥結結果(最終集計)

158社平均79万1106円

前年夏季比プラス4・42%

経団連は7月28日、2011年夏季賞与・一時金の大手企業業種別妥結結果(加重平均)の最終集計を発表した。

これによると、調査対象(21業種・大手248社)のうち、21業種188社(75・8%)で妥結しており、このうち平均額がわかつている19業種158社の総平均は79万1106円、前年夏季比プラス4・42%となり、前年の最終集計(19業種163社、10年7月20日)と比べて、額・率とも2年連続のプラス(3万3468円、3・87ポイント)となった。

業種別にみると、製造業132社の平均額は79万3030円で前年夏季比プラス6・96%であるのに対し、非製造業26社の平均額は78万5008円でマイナス2・45%となっている。
妥結額の分布をみると、「75万〜80万円

未満」20社、15・9%が最も多く、次いで「90万円以上」(14社、11・1%)、「70万〜75万円未満」(13社、10・3%)、「80万〜85万円未満」(13社、10・3%)が多くなっている。
増減率(前年夏季比)の分布では、「10・0%以上」が全体の約4分の1(30社、25・6%)を占めている一方、前年妥結額を下回った企業も同じく約4分の1(30社、25・6%)に上っている。
「わが国経済の持続的成長のための政策について」
—東京大学・戸堂教授から聞く／経済政策委員会企画部会
経団連の経済政策委員会企画部会(村岡富美雄部会長)は8月4日、東京・大手町の経団連会館で会合を開催し、戸堂康之・東京大学教授から、「わが国経済の持続的成長のための政策について」をテーマに講演を聞いた。
概要は次のとおり。
■大震災と日本経済
東日本大震災は甚大な被害をもたらした。しかし、自然災害は長期的な成長を阻害しないことが、実証研究によって明らかになっている。自然災害によって短期的に成長率が落ち込んだとしても、やがて被災以前の長期的な成長経路に復するのである。ただし、単なる復興にとどまる場合には、日本経済は没落に向かう。そもそも現在の日本経済の長期的な成長経路が低成長であるためだ。購買力で調整した1人当たり実質GDPをみると、バブル崩壊を機に、アメリカとの差が開く一方、新興国には追い抜かれようとしている。まさに、日本は「途上国化」しつつある状況だ。こうした状況を打開し、日本経済が復興を超えた飛躍的成長を果たすよう制度の転換が必要である。

■制度と経済成長
経済、社会のルールである制度は、いったん導入されると長期的な経済成長を大きく左右する。制度は粘着的であるとともに、さまざまな制度が相互依存の関係をなすため、その転換は非常に困難である。しかし、日本は開国、明治維新、戦後と大きな制度転換を行い、過去の成長トレンドを大きく上回る飛躍的成長を遂げてきた経験を持つ。復興を超えた飛躍的成長を成し遂げるために、いま求められるのは、グローバル化と産業集積の2つである。
■グローバル化による成長
経済成長の源泉は技術進歩である。技術進歩は国内の技術革新とともに、海外からの知識や技術の流入によっても加速する。これは、国境を越えて知識・技術が融合することによって、さらなる知識・技術が創出されるという、「三人寄れば文殊の知恵」の効果によるものである。世界とつながり、世界の知恵を取り込むことが成長のカギとなる。
事実、企業のグローバル化が輸出・投資を通じて外国技術の流入を促し、生産性を拡大させることを示す研究は多い。ただし、日本には諸外国と異なり、高い生産性を持ちながらもグローバル化していない企業、いわゆる「臥龍企業」が数多く存在する。経済連携協定などのマクロ政策や、ネットワークの構築、情報・金融面などの個別企業への支援によって、「臥龍企業」のグローバル化を促せば、飛躍的成長は可能となる。

■産業集積と経済成長
産業集積のメリットは、企業間の距離が縮まることによって、知識や情報の伝達が容易となり、つながりが強化され、技術進歩が加速されることにある。グローバル化と同様、「三人寄れば文殊の知恵」の効果である。
今回の震災によって東北地方は大きな被害を受けたが、過去におけるわが国の災害からの立ち直りの歴史をみても、災害は必ずしも成長・集積を破壊するとは言えない。ただし、下降気味の集積は災害の影響を受けやすい。東北地方は震災以前から集積によって成長が加速するに至っていないことが考慮すれば、特区をはじめとした政策が不可欠である。
特区の設計には、税制と、つながりの強化を組み込まなければならぬ。法人に対する税制優遇措置とともに、中小企業と大企業の連携、産学官の連携、グローバル人材の育成を通じたつながりによる技術進歩も図っていくべきである。

さらに、こうした取り組みを東北だけにとどめず、地方分権によって各地の特色を生かした産業集積を創出することにより、日本全体の成長へとつなげるべきだ。

事業だより

七月一六日～九月一五日

- ◆七・一九 北部地区協議会幹事会 (リケン熊谷事業所)
- ◆七・二七 埼玉大学との合同特別公開講座第一講 (ソニックシティ)
- ◆七・二八 南部地区協議会幹事会 (川口リリア)
- ◆七・二九 第三次小笠原洋上研修第一回集合研修 (ソニックシティ)
- ◆八・二〇 第一種・第二種衛生管理者受験のための対策講座 (ソニックシティ)
- ◆八・二二 第三回トップセミナー (ソニックシティ)
- ◆八・二四 安全管理者選任時研修 (ソニックシティ)
- ◆八・二九 小笠原洋上研修第二回集合研修 (ソニックシティ)
- ◆九・五 外国人留学生の活用等に関するセミナー第二講 (ソニックシティ)
- ◆九・一三～一四 第一種・第二種衛生管理者受験のための対策講座 (ソニックシティ)
- ◆九・一五 第四回トップセミナー (ソニックシティ)

全国ネットの人材情報で、 出向・移籍等の支援！

お気軽に
ご相談ください

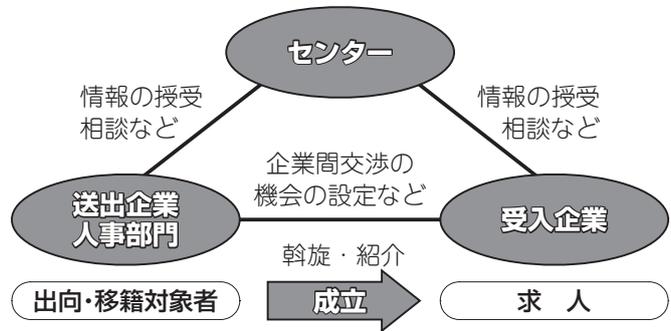
企業間の人材マッチングを
サポートしています。

信頼と安心

経済・産業団体と厚生労働省の協力で設立された公益法人です。

無料

情報の提供、相談、あっせん費用はかかりません。



出向・移籍の専門機関

財団法人 産業雇用安定センター

●お問い合わせ

埼玉 事務所 ☎048-642-1121 (土・日・祝日休)
http://www.sangyokoyo.or.jp/

UR賃貸住宅

コスト削減!

礼金・仲介手数料・更新料不要なので、コスト削減をお手伝い。

団地いろいろ!

単身者用から、家族向けまで。首都圏で約700団地(埼玉県内約130団地)から選べます。

埼玉県内約130団地!!

社宅ならUR賃貸住宅

社有から借り上げへ。社宅の合理化は大きな流れ。でも、社宅の借り上げにも何かと不便や不安がつきものです。そこでご検討いただきたいのが「UR賃貸住宅」。社宅に関するさまざまな悩みをしっかりと解決します!!

社宅UR

HPからも予約できます

検索

入居者募集中!

まだまだありますUR賃貸住宅物件探しはこちらへ
UR八重洲営業センター 法人専用窓口 TEL03-3271-0610
UR新宿営業センター 法人専用窓口 TEL03-3347-4387



UR都市機構

埼玉地域支社 住まいサポート業務部企画チーム
〒336-0027 さいたま市南区沼影一丁目10番1号ラムザタワーA棟
tel.048-844-2029

★第32次小笠原海上研修船内、島内研修
 日時 10月5日(水)～10日(月)5泊6日
 会場 おがさわら丸・父島
 内容 出航式、研修12単位、ウォークラリー、現地交歓会、課外活動ほか
 指導 研修スタッフ10名

★同右第4回集合研修
 日時 11月18日(金)9時30分～16時30分
 会場 ソニックシティ602研修室
 内容 フォローアップ研修、通信教育修了式、研修修了式
 講師 研修スタッフ

★BCP策定&ファシリティ対策セミナー
 日時 10月12日(水)13時30分～16時40分
 会場 ソニックシティ市民ホール
 内容 BCP策定ワークショップ・ファシリティ対策の効果的な実施方法・リスクファイナンスによる手当て

★新入社員フォローアップ研修
 日時 10月24日(月)10時～16時45分
 会場 ソニックシティ市民ホール
 内容 入社後の職場生活を振り返って・職場で期待される心構えと役割の再確認・仕事を円滑にするためのコミュニケーションの取り方・職場でのビジネスマナーを振り返って・今後の挑戦課題と目標設定を考える
 講師 りそな総合研究所 パートナー 古澤美奈子氏

★給与計算と年末調整セミナー
 日時 11月1日(火)9時30分～19時
 会場 ソニックシティ901会議室
 内容 給与計算の基礎知識、給与計算と労働基準法、給与計算と社会保障、住民税の仕組みと徴収方法
 講師 マネージメント・アドバイス・センター代表 土屋 彰氏・専任講師 篠藤敦子氏

★新入社員フォローアップ研修
 日時 10月24日(月)10時～16時45分
 会場 ソニックシティ市民ホール
 内容 入社後の職場生活を振り返って・職場で期待される心構えと役割の再確認・仕事を円滑にするためのコミュニケーションの取り方・職場でのビジネスマナーを振り返って・今後の挑戦課題と目標設定を考える
 講師 りそな総合研究所 パートナー 古澤美奈子氏

★理事会議
 日時 12月7日(水)14時00分～14時50分
 会場 パレスホテル大宮チエリールーム
 内容 平成23年度事業・決算報告、平成24年度予算・事業計画、その他

★新社名変更
 代表取締役社長 佐藤 孝美(旧 香川 久)
 代表取締役社長 太平化学製品(株)
 門田 豊(旧 瀬戸口 照弘)
 理事 東光会戸田中央総合病院
 理事長 中村 毅(旧 中村 隆俊)
 経理部長 (株)東洋クオリティワン
 山下 広(旧 朝武 嘉明)
 ニチパンプリント(株)
 代表取締役社長 竹中 勇雄(旧 増田 健二)
 プリチストーンサイクル(株)
 常務執行役員 田之頭 泰彦(旧 西村 裕夫)

〈新入会の「案内」〉
 有限責任あずさ監査法人北関東事務所
 北関東事務所長 福田 厚
 さいたま市大宮区桜木町一〇一
 一七シーノ大宮サウスウイング14F
 電話〇四八―六五〇―五三九〇
 (資) 三百億円
 (従) 五九一一名
 会計監査証明業務

〈代表者変更〉
 (株)相澤鐵工所
 代表取締役社長 相澤 邦充(旧 相澤 利男)
 川研ファイナケミカル(株)
 埼玉工場長

代表取締役社長 田之頭 泰彦(旧 西村 裕夫)

代表取締役社長 若尾 佳生(旧 金子 繁則)
 ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株)
 代表取締役社長 内山 茂樹(旧 内山 茂)

代表取締役社長 入間郡三芳町上富一〇三―一
 (旧 所沢市くすのき台三一―八一
 三)

代表取締役社長 若尾 佳生(旧 金子 繁則)
 ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株)
 代表取締役社長 内山 茂樹(旧 内山 茂)

代表取締役社長 入間郡三芳町上富一〇三―一
 (旧 所沢市くすのき台三一―八一
 三)



©Disney, ©Disney Enterprises, Inc.

埼玉音協

ディズニー・オン・クラシック
 まほうの夜の音楽会2011
 Journey～夢に向かって

平成23年 11月22日(火)
 17:30開場 18:30開演

▶会場／大宮ソニックシティ 大ホール
 ▶会費／S席7,600円(一般8,000円を)(全席指定・税込)

*未就学児のご入場はご遠慮ください。

埼玉経協ニュース三六四号
 2011年9月15日発行
 さいたま市大宮区桜木町一七五八七
 ソニックシティビル九階
 発行所 埼玉県経営者協会
 発行人 根岸茂文
 編集人 編集人
 電話〇四八―六四七―四〇〇
 印刷所 望月印刷株式会社
 さいたま市中央区阿弥五八三六

埼玉県経営者協会のホームページアドレス (URL)
<http://www.saitamakeikyo.or.jp/>